

乱用されている薬物

1. 覚せい剤

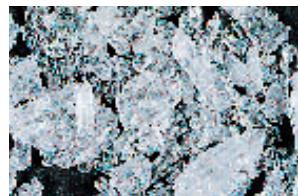
「覚せい剤取締法」では、一般名メタンフェタミン、アンフェタミン及びその塩類並びにこれらを含有する物を「覚せい剤」として規制の対象としています。

覚せい剤は、主に麻黄（マオウ）という植物から抽出されたエフェドリン等を原料として、化学的に合成して製造され、形状は主に白色の粉末や無色透明の結晶で、無臭でやや苦みがあります。俗に「シャブ」、「クスリ」、「S（エス）」、「スピード」等と呼ばれています。また、通称「ヤバー」と呼ばれる錠剤型の覚せい剤もあります。

覚せい剤には、神経を興奮させる作用があり、乱用すると眠気や疲労感がなくなり、頭が冴えたような感じになります。しかし、そのような効果も数時間で切れ、その後は激しい脱力感、疲労感、倦怠感に襲われます。

覚せい剤は、特に依存性が強く、乱用を続けると、覚せい剤精神病の状態になり、壁のしみが人の顔に見える、いつもみんなが自分を見て悪口を言っている、警察に追われている、だれかが自分を殺しに来るなどといった幻覚や妄想が現れるほか、時には錯乱状態になって、発作的に他人に暴行を加えたり、殺害したりすることがあります。そして、このような精神障害は、乱用を止めても長期間にわたって残る危険性があります。

また、大量の覚せい剤を摂取すると、急性中毒により、全身けいれんを起こし、意識を失い、最後には脳出血で死亡することもあります。



結晶状の覚せい剤

2. 大麻

大麻とは、アサ科の1年草である大麻草とその製品をいい、「大麻取締法」で規制されています。

大麻には、大麻草の葉を乾燥させた乾燥大麻「マリファナ」（茶色又は草色）、樹脂（やに）や若芽をすりつぶして固めた大麻樹脂「ハシッシュ」（暗緑色の棒状又は板状等）、葉や樹脂から成分を抽出した液体大麻「ハシッシュオイル」（粘着性のある暗緑色又は黒色のタール状の液体）があります。

大麻の乱用方法は、煙を吸う、そのまま食べる、溶液として飲むなどがありますが、通常は乾燥した葉等をキセル、パイプ、水パイプ等を使用して吸煙します。

大麻を乱用すると、一般的には、気分が快活、陽気になり、よくしゃべるようになるといわれていますが、その一方で、視覚、聴覚、味覚、触覚等の感覚が過敏になり、変調を来したり、現在、過去、未来の観念が混乱して、思考が分裂し、感情が不安定になります。このため、興奮状態に陥って、暴力や挑発的な行為を行うことがあります。さらには、幻覚や妄想等に襲われるようになります。また、毎日ゴロゴロして何もやる気のない状態となる「無動機症候群」に陥ることもあります。

初めての乱用で大量の大麻を摂取すると、意識障害を伴う中毒性精神病の状態になることがあります。

身体的な影響としては、吐き気、めまい、筋力の低下、平衡感覚の障害等が現れるほか、大麻の常用が生殖機能に支障を来し、不妊、流産、胎児の死亡を起こしたり、染色体異常の原因となるとの報告があります。



大麻草



乾燥大麻



大麻樹脂